

米子市建設工事成績評定要綱の一部を改正する要綱

米子市建設工事成績評定要綱（平成18年3月31日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（評定の対象）</p> <p>第3条 評定は、米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号。以下「建設工事規則」という。）第1条に規定する工事のうち次に掲げる工事以外のものを対象とする。</p> <p>(1) 請負金額が<u>200万円</u>未満の工事</p> <p>(2)～(4) [省略]</p> <p>（評定者）</p> <p>第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 請負金額が<u>200万円</u>以上2,000万円未満の工事</p> <p>ア・イ [省略]</p>	<p>（評定の対象）</p> <p>第3条 評定は、米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号。以下「建設工事規則」という。）第1条に規定する工事のうち次に掲げる工事以外のものを対象とする。</p> <p>(1) 請負金額が<u>130万円</u>未満の工事</p> <p>(2)～(4) [省略]</p> <p>（評定者）</p> <p>第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 請負金額が<u>130万円</u>以上2,000万円未満の工事</p> <p>ア・イ [省略]</p>
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年6月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の米子市建設工事成績評定要綱第3条第1号及び第4条第2号の規定は、令和7年4月1日以後に発注する建設工事に係る評定（同要綱第1条に規定する評定をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に発注した建設工事に係る評定については、なお従前の例による。